

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第2項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年2月12日
【四半期会計期間】	第8期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)
【会社名】	J A 三井リース株式会社
【英訳名】	JA MITSUI LEASING, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 高橋 則広
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座八丁目13番1号 (平成28年1月4日付で東京都品川区東五反田二丁目10番2号から上記に移転しております。)
【電話番号】	03(6775)3000
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部長 尾崎 太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座八丁目13番1号
【電話番号】	03(6775)3002
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部長 尾崎 太郎
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 7 期 第 3 四半期 連結累計期間	第 8 期 第 3 四半期 連結累計期間	第 7 期
会計期間	自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年12月31日	自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年12月31日	自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日
売上高 (百万円)	290,647	315,058	391,931
経常利益 (百万円)	22,164	23,314	28,431
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	16,558	14,669	19,953
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	19,705	12,204	25,321
純資産額 (百万円)	183,079	192,905	188,607
総資産額 (百万円)	1,519,836	1,579,458	1,592,483
1 株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	224.29	198.70	270.28
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	215.02	190.49	259.10
自己資本比率 (%)	11.9	12.1	11.7

回次	第 7 期 第 3 四半期 連結会計期間	第 8 期 第 3 四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成26年10月 1 日 至 平成26年12月31日	自 平成27年10月 1 日 至 平成27年12月31日
1 株当たり四半期純利益金額 (円)	40.46	59.84

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年 9 月13日)等を適用し、第 1 四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2 【事業の内容】

当第 3 四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

(リース・割賦・ファイナンス・その他)

平成27年 4 月 1 日をもって、みちのくリース株式会社の株式を一部譲渡したため、同社は連結子会社から持分法適用関連会社へ異動しております。

(ファイナンス)

当第 3 四半期連結会計期間において、MCM Fund I, L.P.の清算手続を開始し、重要性が低下したため、連結子会社から除外しております。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当第３四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

２ 【経営上の重要な契約等】

当第３四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

３ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項には将来に関する事項も含まれておりますが、当該事項は当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第３四半期連結累計期間におけるわが国経済は、中国経済減速の影響により先行きに不透明感はあるものの、政府による経済・金融政策もあり、引き続き緩やかな回復基調を維持しております。一方、世界経済は、低調な欧州経済や不透明な中国経済の動向に加え、米国利上げの影響、資源価格の下落、中東情勢の混迷など不安要素が多く、先行き不透明な状況が続いております。

このような環境下、当社グループでは前連結会計年度より開始した「変革と挑戦」をテーマとする中期経営計画（2014-2016）に沿って、顧客とのリレーションシップの強化、グローバルビジネスの推進、サービスソリューション機能提供の拡充など、様々な経営課題に対処しつつ事業を展開してまいりました。

この結果、当第３四半期連結累計期間における契約実行高は前年同期比9.3%増の4,143億円となり、営業資産残高は前期末比1.1%減の1兆4,373億円となりました。

また、売上高は前年同期比8.4%増の3,150億円、営業利益は前年同期比15.4%減の206億円、経常利益は前年同期比5.2%増の233億円、親会社株主に帰属する四半期純利益は前年同期比11.4%減の146億円となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

リース

リース事業では、契約実行高は前年同期比15.4%増の2,655億円となり、営業資産残高は前期末比2.9%増の9,407億円となりました。また、売上高は前年同期比5.7%増の2,568億円、セグメント利益は前年同期比9.3%減の169億円となりました。

割賦

割賦事業では、契約実行高は前年同期比11.2%減の390億円となり、営業資産残高は前期末比10.2%減の1,372億円となりました。また、売上高は前年同期比0.6%減の309億円、セグメント利益は前年同期比19.3%減の11億円となりました。

ファイナンス

ファイナンス事業では、契約実行高は前年同期比3.7%減の960億円となり、営業資産残高は前期末比5.4%減の3,554億円となりました。また、売上高は前年同期比9.4%増の97億円、セグメント利益は前年同期比30.4%減の58億円となりました。

その他

その他の事業では、契約実行高は前年同期比167.5%増の137億円となりました。また、売上高は前年同期比128.6%増の174億円、セグメント利益は前年同期比52.6%増の33億円となりました。

(2) 財政状態

当第３四半期連結会計期間末の総資産は、前期末比130億円減少して1兆5,794億円となりました。純資産は、前期末比42億円増加の1,929億円、自己資本比率は前期末比0.4ポイント上昇して12.1%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第３四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	168,000,000
第 種種類株式	16,000,000
第 種種類株式	50,000,000
第 種種類株式	16,000,000
計	250,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	32,415,296	32,415,296	非上場・非登録	当社の発行する全部の普通株式について、会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨(一部除外規定あり)を定款第10条において定めております。単元株式数は100株であります。(注1)
第 種種類株式	4,077,528	4,077,528	非上場・非登録	当社の発行する全部の第 種種類株式について、会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨(一部除外規定あり)を定款第10条において定めております。単元株式数は100株であります。(注2)
第 種種類株式	33,448,582	33,448,582	非上場・非登録	当社の発行する全部の第 種種類株式について、会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨(一部除外規定あり)を定款第10条において定めております。単元株式数は100株であります。(注3)
第 種種類株式	3,883,500	3,883,500	非上場・非登録	当社の発行する全部の第 種種類株式について、会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨(一部除外規定あり)を定款第10条において定めております。単元株式数は100株であります。(注4)
計	73,824,906	73,824,906	—	—

- (注) 1. 普通株式は完全な議決権を有し、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
2. 第 種種類株式の内容は以下の通りであります。

[残余財産の分配]

当社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）を分配するときは、第 種種類株式の株主（以下「第 種種類株主」という。）または第 種種類株式の登録株式質権者（以下「第 種登録株式質権者」という。）に対し、第 種種類株式の株主（以下「第 種種類株主」という。）または第 種種類株式の登録株式質権者（以下「第 種登録株式質権者」という。）、第 種種類株式の株主（以下「第 種種類株主」という。）または第 種種類株式の登録株式質権者（以下「第 種登録株式質権者」という。）及び普通株式の株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者に先立ち、第 種種類株式 1 株につき、3,445円に当社設立時における発行済第 種種類株式の数を乗じた金額に当社設立後発行された第 種種類株式の払込金額の総額を加えた金額を、分配時における発行済第 種種類株式の数で除した金額（以下「第 種優先残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。第 種種類株主または第 種登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

[議決権]

第 種種類株主は、株主総会における議決権を有しない。

[議決権を有しないこととしている理由]

資本増強にあたり、普通株主の議決権への影響を考慮したためであります。

[普通株式を対価とする取得請求権]

第 種種類株主は、下記の条件に従って、第 種種類株式 1 株につき、当社に対して、当社の普通株式の交付と引換えに第 種種類株式を取得することを請求することができる。

- (1) 取得を請求することができる期間

平成20年4月1日から平成31年10月28日までとする。

- (2) 取得条件

- (イ) 当初取得価額

当初取得価額は、3,445円とする。

- (ロ) 取得価額の調整

第 種種類株式発行後、下記の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれの適用時期の定めに従って、取得価額を以下のとおり調整する。取得価額の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- a. 調整前取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（ただし、無償割当ての場合、当社の普通株式の交付と引換えに取得される株式の取得による場合及び当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）の行使による場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{新発行・処分における1株当たりの払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

- b. 普通株式につき株式の分割をする場合、または、普通株主に対し普通株式を交付する株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当てについては、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降または基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用する。

- c. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- d. 調整前取得価額を下回る価額をもって、(x)当社の普通株式の交付と引換えに取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社の普通株式の交付を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券、または(y)普通株式の交付と引換えに取得される新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券、(z)その他当社の普通株式が交付される可能性のある一切の証券を発行または処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日（新株予約権の場合は割当日。以下本 において同じ。）に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本 において同じ。）に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され、普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において、「新発行・処分普通株式数」として当該交付されたものとみなす普通株式の数を、また、「新発行・処分における1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、当該株式、新株予約権またはその他の証券の払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また、株主割当日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。
- e. 行使することにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式または普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは当社に対して取得を請求できる株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「新発行・処分普通株式数」として当該交付されたものとみなす普通株式の数を、また、「新発行・処分における1株当たりの払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。

上記(ロ)に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額は当社の取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。

- a. 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転または会社分割により取得価額の調整を必要とするとき。
- b. その他当社普通株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。
- 取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限り、取得価額の調整は行わない。
- 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、既発行普通株式数は、当社の発行済普通株式数から当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。
- 取得価額を調整すべき事由が2つ以上同時にまたは相接して発生する場合には、当社の取締役会が適当と判断する方法により、取得価額を調整する。

(ハ) 取得価額の下限

上記(ロ) a、dもしくはeまたは aによる調整後の取得価額が1,700円（以下「第 種種類株式下限取得価額」という。）を下回る場合には、第 種種類株式下限取得価額をもって取得価額とする。ただし、上記(ロ) bもしくはcまたは(ロ) bによる調整が行われた場合には、第 種種類株式下限取得価額について同様の調整を行うものとする。

(二) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

第 種種類株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、以下のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種種類株主が取得の請求をした第 種種類株式の数} \times \text{第 種優先残余財産分配額}}{\text{取得価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

[第 種種類株式の一斉取得]

当社は、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった第 種種類株式につき、上記[普通株式を対価とする取得請求権]（2）(二)の計算式により算出された数の当社の普通株式の交付と引換えに、平成31年10月29日以降、当該第 種種類株式の全部を取得することができる。この場合、上記[普通株式を対価とする取得請求権]（2）(二)の計算式における「第 種種類株主が取得の請求をした第 種種類株式の数」を「当社が取得する第 種種類株式の数」と読み替えるものとする。ただし、交付すべき普通株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

[会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無]

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

3. 第 種種類株式の内容は以下の通りであります。

[残余財産の分配]

当社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）を分配するときは、第 種種類株主または第 種登録株式質権者に対し、普通株主または普通株式の登録株式質権者に先立ち、第 種種類株式 1 株につき、分配時まで発行された第 種種類株式の払込金額の総額を、分配時における発行済第 種種類株式の数で除した金額（以下「第 種優先残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。第 種種類株主または第 種登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

[議決権]

第 種種類株主は、株主総会における議決権を有しない。

[議決権を有しないこととしている理由]

資本増強にあたり、普通株主の議決権への影響を考慮したためであります。

[普通株式を対価とする取得請求権]

第 種種類株主は、下記の条件に従って、第 種種類株式 1 株につき、当社に対して、当社の普通株式の交付と引換えに第 種種類株式を取得することを請求することができる。

（１）取得を請求することができる期間

平成21年10月29日から平成31年10月28日までとする。

（２）取得条件

（イ）当初取得価額

当初取得価額は、1,250円とする。

（ロ）取得価額の調整

第 種種類株式発行後、下記の各号のいずれかに該当する場合（ただし、第 種種類株式発行と同時に下記の各号のいずれかに該当する場合を除く。）には、それぞれの適用時期の定めに従って、取得価額を以下のとおり調整する。取得価額の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

a. 調整前取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（ただし、無償割当ての場合、当社の普通株式の交付と引換えに取得される株式の取得による場合及び当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）の行使による場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{新発行・処分における 1 株当たりの払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

b. 普通株式につき株式の分割をする場合、または、普通株主に対し普通株式を交付する株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当てについては、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降または基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用する。

c. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- d. 調整前取得価額を下回る価額をもって、(x)当社の普通株式の交付と引換えに取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社の普通株式の交付を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券、または(y)普通株式の交付と引換えに取得される新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券、(z)その他当社の普通株式が交付される可能性のある一切の証券を発行または処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日（新株予約権の場合は割当日。以下本において同じ。）に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され、普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において、「新発行・処分普通株式数」として当該交付されたものとみなす普通株式の数を、また、「新発行・処分における1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、当該株式、新株予約権またはその他の証券の払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また、株主割当日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。
- e. 行使することにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式または普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは当社に対して取得を請求できる株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「新発行・処分普通株式数」として当該交付されたものとみなす普通株式の数を、また、「新発行・処分における1株当たりの払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。

上記(ロ)に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額は当社の取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。

- a. 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転または会社分割により取得価額の調整を必要とするとき。
- b. その他当社普通株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限り、取得価額の調整は行わない。

取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、既発行普通株式数は、当社の発行済普通株式数から当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上同時にまたは相接して発生する場合には、当社の取締役会が適当と判断する方法により、取得価額を調整する。

(ハ) 取得価額の修正

直近の事業年度に係る会社法第435条第2項に基づき作成される計算書類に記載される1株当たり純資産額（以下「基準1株当たり純資産額」という。）が、当該計算書類を承認した取締役会決議の時点において有効な取得価額と1円以上異なる場合には、当該決議の行われた日の翌日（以下「第1種種類株式取得価額修正日」という。）において、第1種種類株式の取得価額は、基準1株当たり純資産額と同額に修正されるものとする。ただし、直近の事業年度の末日から第1種種類株式取得価額修正日までの間に、上記(ロ)による取得価額の調整が行われた場合には、基準1株当たり純資産額についても同様の調整を行うものとする。取得価額の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(二) 取得価額の上限及び下限

上記(ハ)による修正後の取得価額が1,250円（以下「第1種種類株式上限取得価額」という。）を上回る場合には、第1種種類株式上限取得価額をもって取得価額とし、625円（以下「第1種種類株式下限取得価額」という。）を下回る場合には、第1種種類株式下限取得価額をもって取得価額とする。ただし、第1種種類株式取得価額修正日までに、上記(ロ)による取得価額の調整が行われた場合には、第1種種類株式上限取得価額及び第1種種類株式下限取得価額についても同様の調整を行うものとする。

- b. 普通株式につき株式の分割をする場合、または、普通株主に対し普通株式を交付する株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当てについては、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降または基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用する。

- c. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- d. 調整前取得価額を下回る価額をもって、(x)当社の普通株式の交付と引換えに取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社の普通株式の交付を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券、または(y)普通株式の交付と引換えに取得される新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券、(z)その他当社の普通株式が交付される可能性のある一切の証券を発行または処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日（新株予約権の場合は割当日。以下本において同じ。）に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され、普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において、「新発行・処分普通株式数」として当該交付されたものとみなす普通株式の数を、また、「新発行・処分における1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用し計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、当該株式、新株予約権またはその他の証券の払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また、株主割当日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- e. 行使することにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式または普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは当社に対して取得を請求できる株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「新発行・処分普通株式数」として当該交付されたものとみなす普通株式の数を、また、「新発行・処分における1株当たりの払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。

上記(ロ)に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額は当社の取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。

- a. 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転または会社分割により取得価額の調整を必要とするとき。
b. その他当社普通株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限り、取得価額の調整は行わない。

取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、既発行普通株式数は、当社の発行済普通株式数から当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上同時にまたは相接して発生する場合には、当社の取締役会が適当と判断する方法により、取得価額を調整する。

(ハ) 取得価額の修正

直近の事業年度に係る会社法第435条第2項に基づき作成される計算書類に記載される1株当たり純資産額が、当該計算書類を承認した取締役会決議の時点において有効な取得価額と1円以上異なる場合には、当該決議の行われた日の翌日（以下「第 種種類株式取得価額修正日」という。）において、第 種種類株式の取得価額は、基準1株当たり純資産額と同額に修正されるものとする。ただし、直近の事業年度の末日から第 種種類株式取得価額修正日までの間に、上記（ロ）による取得価額の調整が行われた場合には、基準1株当たり純資産額についても同様の調整を行うものとする。取得価額の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(二) 取得価額の上限及び下限

上記(ハ)による修正後の取得価額が1,250円（以下「第 種種類株式上限取得価額」という。）を上回る場合には、第 種種類株式上限取得価額をもって取得価額とし、625円（以下「第 種種類株式下限取得価額」という。）を下回る場合には、第 種種類株式下限取得価額をもって取得価額とする。ただし、第 種種類株式取得価額修正日までに、上記(ロ)による取得価額の調整が行われた場合には、第 種種類株式上限取得価額及び第 種種類株式下限取得価額についても同様の調整を行うものとする。

(ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

第 種種類株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、以下のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種種類株主が取得の請求をした第 種種類株式の数} \times \text{第 種優先残余財産分配額}}{\text{取得価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

【第 種種類株式の一斉取得】

当社は、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった第 種種類株式につき、上記[普通株式を対価とする取得請求権]（2）(ホ)の計算式により算出された数の当社の普通株式の交付と引換えに、平成31年10月29日以降、当該第 種種類株式の全部を取得することができる。この場合、上記[普通株式を対価とする取得請求権]（2）(ホ)の計算式における「第 種種類株主が取得の請求をした第 種種類株式の数」を「当社が取得する第 種種類株式の数」と読み替えるものとする。ただし、交付すべき普通株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

【会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無】

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

5. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の内容は以下の通りであります。

- (1) 当社は、株式の分割または併合をするときは、普通株式及び各種類の種類株式を同時に、同一の割合で行うものとする。
- (2) 当社は、株主に募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に依りて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、各種類の種類株主には当該種類の種類株式または当該種類の種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に、同一割合で与えるものとする。
- (3) 当社は、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てをするときは、各々の場合に依りて、普通株式及び各種類の種類株式に対して同時に、同一の割合（かつ、新株予約権無償割当ての場合には同一条件）で割当てするものとし、それぞれ、普通株式に対しては普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、各種類の種類株式に対しては当該種類の種類株式または当該種類の種類株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てするものとする。

6. 各種類の種類株式の残余財産の支払順位は、第 種種類株式は第 種種類株式及び第 種種類株式に優先し、第 種種類株式及び第 種種類株式は同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年10月1日～ 平成27年12月31日	-	73,824,906	-	32,000	-	30,000

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第 種種類株式 4,077,500 第 種種類株式 33,448,400 第 種種類株式 3,883,500	—	(注)
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,414,200	324,142	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 1,096 第 種種類株式 28 第 種種類株式 182	—	—
発行済株式総数	73,824,906	—	—
総株主の議決権	—	324,142	—

(注) 第 種種類株式、第 種種類株式及び第 種種類株式の詳細については、「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第４ 【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第３四半期連結会計期間(平成27年10月１日から平成27年12月31日まで)及び第３四半期連結累計期間(平成27年４月１日から平成27年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	32,852	35,234
受取手形	7	5
割賦債権	169,209	151,941
リース債権及びリース投資資産	852,072	857,672
営業貸付金	342,467	326,020
その他の営業貸付債権	33,423	29,464
賃貸料等未収入金	2,894	2,844
その他の営業資産	27,965	22,601
商品	7,252	1,588
その他	34,405	30,324
貸倒引当金	9,562	5,685
流動資産合計	1,492,988	1,452,012
固定資産		
有形固定資産		
賃貸資産		
賃貸資産	62,215	82,715
賃貸資産処分損引当金	16	13
賃貸資産前渡金	800	1,199
賃貸資産合計	62,999	83,901
社用資産	1,618	1,395
有形固定資産合計	64,617	85,296
無形固定資産		
賃貸資産		
賃貸資産	376	403
賃貸資産処分損引当金	0	0
賃貸資産合計	375	403
その他の無形固定資産		
のれん	669	493
ソフトウェア	2,992	3,554
その他	1,022	278
その他の無形固定資産合計	4,684	4,327
無形固定資産合計	5,060	4,730
投資その他の資産		
投資有価証券	21,927	26,672
破産更生債権等	1,692	1,283
その他	7,688	10,597
貸倒引当金	1,492	1,133
投資その他の資産合計	29,816	37,419
固定資産合計	99,495	127,446
資産合計	1,592,483	1,579,458

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	42,066	29,749
短期借入金	173,766	153,871
1年内返済予定の長期借入金	129,939	150,516
コマーシャル・ペーパー	336,870	331,877
債権流動化に伴う支払債務	27,409	28,864
リース債務	5,918	5,393
未払法人税等	6,379	1,545
割賦未実現利益	16,307	14,697
賞与引当金	1,373	885
役員賞与引当金	-	7
資産除去債務	965	1,068
その他	31,855	30,893
流動負債合計	772,853	749,370
固定負債		
社債	20,000	40,000
長期借入金	540,554	526,472
債権流動化に伴う長期支払債務	42,579	42,056
退職給付に係る負債	4,574	4,699
預り保証金	21,770	22,296
資産除去債務	237	236
その他	1,305	1,421
固定負債合計	631,022	637,183
負債合計	1,403,875	1,386,553
純資産の部		
株主資本		
資本金	32,000	32,000
資本剰余金	66,264	66,264
利益剰余金	84,452	91,147
株主資本合計	182,717	189,412
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,966	4,220
繰延ヘッジ損益	342	359
為替換算調整勘定	849	2,309
退職給付に係る調整累計額	513	456
その他の包括利益累計額合計	3,959	1,095
非支配株主持分	1,931	2,397
純資産合計	188,607	192,905
負債純資産合計	1,592,483	1,579,458

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
売上高	290,647	315,058
売上原価	256,061	278,328
売上総利益	34,586	36,729
販売費及び一般管理費	10,165	16,073
営業利益	24,420	20,656
営業外収益		
受取利息	4	6
受取配当金	216	274
持分法による投資利益	115	1,070
為替差益	-	1,590
その他	78	50
営業外収益合計	416	2,992
営業外費用		
支払利息	186	224
社債発行費	102	98
為替差損	2,377	-
その他	6	11
営業外費用合計	2,672	334
経常利益	22,164	23,314
特別利益		
固定資産売却益	15	12
投資有価証券売却益	-	136
投資有価証券償還益	999	-
関係会社株式売却益	-	414
ゴルフ会員権売却益	0	0
負ののれん発生益	64	-
特別利益合計	1,080	564
特別損失		
固定資産除売却損	14	25
減損損失	2	-
投資有価証券売却損	10	81
投資有価証券評価損	0	-
関係会社株式売却損	-	36
特別損失合計	26	143
税金等調整前四半期純利益	23,217	23,735
法人税等	6,879	8,680
四半期純利益	16,338	15,054
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失()	219	385
親会社株主に帰属する四半期純利益	16,558	14,669

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
四半期純利益	16,338	15,054
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,239	262
繰延ヘッジ損益	177	17
為替換算調整勘定	1,870	3,025
退職給付に係る調整額	55	57
持分法適用会社に対する持分相当額	23	127
その他の包括利益合計	3,366	2,849
四半期包括利益	19,705	12,204
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	19,920	11,805
非支配株主に係る四半期包括利益	215	399

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

連結子会社であったMCM Fund I, L.P.は清算手続中であり重要性がないため、当第3四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

(会計方針の変更等)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

金融機関からの借入債務等に対する保証

前連結会計年度 (平成27年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)	
ICE GAS LNG Shipping Co., Ltd.	2,173百万円	Mitsui Rail Capital, LLC	8,921百万円
(有)エナジーバンクマネジメント	92百万円	ICE GAS LNG Shipping Co., Ltd.	2,115百万円
その他	17百万円	(有)エナジーバンクマネジメント	406百万円
		みちのくリース㈱	11百万円
		その他	8百万円
合計	2,282百万円	合計	11,463百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
減価償却費	10,384百万円	16,595百万円
のれんの償却額	66百万円	175百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	6,288	194.00	平成26年3月31日	平成26年6月27日	利益剰余金
平成26年6月26日 定時株主総会	第 種 種類株式	791	194.00	平成26年3月31日	平成26年6月27日	利益剰余金
平成26年6月26日 定時株主総会	第 種 種類株式	6,489	194.00	平成26年3月31日	平成26年6月27日	利益剰余金
平成26年6月26日 定時株主総会	第 種 種類株式	753	194.00	平成26年3月31日	平成26年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,500	108.00	平成27年3月31日	平成27年6月26日	利益剰余金
平成27年6月25日 定時株主総会	第 種 種類株式	440	108.00	平成27年3月31日	平成27年6月26日	利益剰余金
平成27年6月25日 定時株主総会	第 種 種類株式	3,612	108.00	平成27年3月31日	平成27年6月26日	利益剰余金
平成27年6月25日 定時株主総会	第 種 種類株式	419	108.00	平成27年3月31日	平成27年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注3)
	リース	割 賦	ファイナ ンス	計				
売上高								
外部顧客に対する売上高	242,939	31,108	8,954	283,003	7,644	290,647	-	290,647
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	22	22	22	-
計	242,939	31,108	8,954	283,003	7,666	290,670	22	290,647
セグメント利益	18,683	1,429	8,374	28,487	2,176	30,664	6,243	24,420

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、売買取引、手数料取引及び保険代理店業務等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額は、販売費及び一般管理費のうち報告セグメントに帰属しない親会社の管理部門(総務、人事、経理等)に係る全社費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注3)
	リース	割 賦	ファイナ ンス	計				
売上高								
外部顧客に対する売上高	256,875	30,911	9,796	297,582	17,475	315,058	-	315,058
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	21	21	21	-
計	256,875	30,911	9,796	297,582	17,496	315,079	21	315,058
セグメント利益	16,948	1,153	5,828	23,930	3,320	27,250	6,594	20,656

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、売買取引、手数料取引及び保険代理店業務等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額は、販売費及び一般管理費のうち報告セグメントに帰属しない親会社の管理部門(総務、人事、経理等)に係る全社費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年12月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額(円)	224.29	198.70
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	16,558	14,669
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	16,558	14,669
普通株式の期中平均株式数(千株)	73,824	73,824
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額(円)	215.02	190.49
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	3,184	3,184
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年２月９日

ＪＡ三井リース株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田波也人	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上雅彦	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木裕晃	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているＪＡ三井リース株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間（平成27年10月１日から平成27年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成27年４月１日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ＪＡ三井リース株式会社及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第３四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) １．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。